八洲学園大学 学生規程

- 第1条 八洲学園大学(以下「本学」という。)の学生(正科生、科目等履修生及び 特修生をいう。以下同じ。)の身分等の取扱い及び学生の団体に関しては、こ の規程の定めるところによる。
- 第2条 学生は、学生証又は登録証を常に所持するとともに、本学関係者から請求が あったときは、これを提示しなければならない。
 - 2 学生証又は登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 3 学生証又は登録証を所持しない者は、附属図書館等本学施設の使用及び期末 試験等の受験を認めない。
 - 4 学生証及び登録証の有効期限は、正科生は4年間、科目等履修生及び特修生は1年間とし、有効期限を経過したものは、更新する。
 - 5 学生証又は登録証を紛失したときは、すみやかに学生証(登録証)再発行願 (別紙様式1)を教務課教務係に提出し、再交付を受けなければならない。
 - 6 卒業、修了、退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証又は登 録証を教務課教務係に返還しなければならない。
- 第3条 正科生が所属課程の変更を希望するときは、所属変更願(別紙様式2)を教 務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第4条 学生の住所、電話番号、国籍、本籍、氏名等に変更があったときは、すみやかに住所等変更届(別紙様式3)を教務課に提出するものとする。
- 第5条 学生が休学、復学又は退学(終了)しようとするときは、休学願、復学願又 は退学(終了)願(別紙様式4から6まで)を教務課教務係に提出するもの とする。
- 第6条 学生が留学しようとするときは、留学願(別紙様式7)を教務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第7条 学生が学内において学生団体を設立しようとするときは、学生団体設立願 (別紙様式8)を教務課に提出し、その許可を受けなければならない。 この場合において、当該団体の責任者は、正科生とする。
 - 2 前項により設立された学生団体の団体名、団体の目的、事業の概要及び役員 名等を変更しようとするときは、学生団体変更願(別紙様式9)を教務課に 提出するものとする。
 - 3 学生団体を解散しようとするときは、学生団体解散願(別紙様式10)を教 務課に提出するものとする。

- 第9条 学生団体が次の各号の一に該当すると認めたとき学長は、当該団体の活動の 停止又は解散を命ずることがある。
 - 一 前条の規定に違反したとき。
 - 二 学則その他本学の規程類に反する行為を行ったとき。
 - 三 学生団体の活動中に事故が発生するなど団体の運営が不適切と認められる とき。
 - 四 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該団体の活動と密接な関連があったとき。
- 第10条 学生又は学生団体が学修等のため、本学の施設を使用しようとするときは、 所定の期日までに施設使用願(別紙様式11)を教務課に提出し、その許 可を受けなければならない。
 - 2 本学の施設を使用する者は、使用許可の条件を遵守しなければならない。
 - 3 施設の使用者がこの規程に違反したとき学長は、当該施設の使用の中止を命ずることがある。
 - 4 施設の使用者が故意又は過失により施設、設備又は備品を減失又は毀損したときは、その損害を弁償するものとする。
- 第11条 学生又は学生団体は、所定の期日までに募金等願(別紙様式 12)を教務 課に提出してその許可を受け、学内において募金等金銭の収受を伴う行為 を行い、又は署名を求めることができる。
 - 2 第10条第2項の規定は、前項の行為について準用する。
- 第12条 学生又は学生の団体が学内において文書、ポスター等(以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、文書等掲示願(別紙様式13)に掲示しようとする文書等を添えて教務課に提出し、その許可を受けなければならない。
 - 2 文書等には、当該文書等の掲示に係る責任者の氏名を明示するものとする。
 - 3 第1項の規定により掲示の許可を受けた文書等には、掲示承認印を押印する。
- 第13条 掲示しようとする文書等が次の各号の一に該当するときは、掲示を許可しない。
 - 一 特定の個人又は団体等の名誉を傷つけると認められるもの
 - 二 虚偽の事実を記載したもの
 - 三 内容、表示が品位を欠くと認められるもの
 - 四 第8条に違反する活動を目的とするもの
- 第14条 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示するものとする。ただし、特 に許可したものについてはこの限りでない。
 - 2 掲示の期間は3週間以内とし、この期間を経過した文書等は、当該文書等 の掲示に係る責任者が直ちに撤去するものとする。

- 第15条 第12条第1項及び第13条に違反して掲示された文書等は、当該文書等 が掲示された場所の管理者が撤去する。
- 第16条 学生又は学生の団体は、第13条各号の一に該当する文書、物品等を学内 において配布してはならない。
 - 2 第15条の規定は、文書等の配布について準用する。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、当分の間、科目等履修生及び特修生に適用しない。
- 3 この規程は、平成22年2月17日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。

学生証再発行順 20 年 月 日 八洲学園大学長殿 学籍番号 所属 生涯学習学科 学生の種類 正科生 氏 名 下記の理由により学生証の再発行を願い出ます。 記 事 由 (詳細に) ※ 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。 2. 再発行を受けた後、紛失、盗嫌等に係る学生証が見つかったときは直ちに返還すること。	式1						
八 洲 学 園 大 学 長 殿		学 生 証 再 発	行 願				
八 洲 学 園 大 学 長 殿							
学籍番号 所属 生涯学習学科 学生の種類 正科生 氏名 下記の理由により学生証の再発行を願い出ます。 記 事由(詳細に) * 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。			20	年	月	日	
学籍番号 所属 生涯学習学科 学生の種類 正科生 氏名 下記の理由により学生証の再発行を願い出ます。 記 事由(詳細に) * 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。							
所 属 生涯学習学科 学生の種類 正科生 氏 名 。	八~	州学園大学長殿					
所 属 生涯学習学科 学生の種類 正科生 氏 名 。		学籍番	号				
氏 名 下記の理由により学生証の再発行を願い出ます。 記 事 由 (詳細に) ** 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。							
下記の理由により学生証の再発行を願い出ます。 記 事 由 (詳細に) ** 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。		学生の種					
事 由(詳細に) 事 由(詳細に) ※ 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。		氏	名				E
事 由(詳細に) 事 由(詳細に) ※ 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。							
事 由(詳細に) 事 由(詳細に) ※ 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。							
事 由(詳細に) ・ 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。		下記の理由により学生証の	再発行を	願い出ま	す。		
事 由(詳細に) ・ 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。		部					
※ 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証を添付すること。		д					
		事	(詳細	に)			
			L HUTA	51.45 J. 25.44		-7 = 1.	
						ること。	

所	属	変	更	願

八洲学園大学長殿

学	籍 番	号_					
所		属_				課程	専攻・学科
入	学	期_	20	年	春	· 秋	学期
学生	上の種			_	正科生	生	
氏		名					(EII)

下記のとおり所属変更を願い出ます。

現在の所属課程・専攻					程攻
所属を希望する課程・専攻・学科				専	程攻科
変更希望時期	20	年度	春 • 秋	学期から	
変更理由					

^{※「}所属を希望する課程・専攻・学科」欄にご希望の変更先課程・専攻・学科を記入のこと。なお、専攻から課程、 学科から専攻・課程への変更はできない。 ※家庭教育課程・専攻は募集停止のため、人間開発教育課程・専攻から家庭教育課程・専攻への変更はできない。

								20	С	年	F]	日
洲台	学 園	大学長	殿										
					学 籍	番号							
					所	属			<u>/-</u>	生涯学	習学和	斗	
					氏学生	名 の種類		무지 #	- 1	N II Mr	园 收 /	-	胜版
					十工,	/ノ 1生 大	1	<u> </u>	<u>. • 1</u>	半日 守	/復1/多生	<u>t. • </u>	村修5
			下	記のとは	おり氏名	3等変更	更を届	け出る	ます。				
						記							
		変更し	た年	月日			2	20	年	月		日	
		1											
			カタカナ	記入(姓		間は1コ~	マあけ、	濁点	は1コマ	として	使用)	•	
A	名	変更後	漢字等			は1コマ	あける)	<u> </u>				
Ī	籍	変更後					*	籍	変更	7谷			
	十百	及文妆	<u> </u>				4	村百	友文	.10			
	現	₸											
変			都道		市区								
更前		自宅・呼出	府県	_	郡町		_						
13.3	話	勤務先		_		-	_			(内線)
	T FF	Т=											
変	現住		都道		市区								
更			府県		郡町								
後		自宅·呼出		_		_	=			,	1 44		
	話	勤務先					_			(内線)
備	考(変	(更事由等)	:										

休	学	願
P 1 *		///75

八洲学園大学長殿

学籍	番号_	
所	属_	生涯学習学科
学生の	種類_	正科生・科目等履修生・特修生
氏	名	(II)

下記の理由により休学を願い出ます。

事	由(詳細に)

	期	間	
(年度を記)	開始 入し該当学期に○をつける)	終了 (年度を記入し該当学期に〇をつける)	
20 年	度 第1学期(4~6月) 第2学期(7~9月) 第3学期(10~12月) 第4学期(1~3月)	20 年度 第1学期(4~6月) 第2学期(7~9月) 第3学期(10~12月 第4学期(1~3月))

復 学 願

20 年 月 日

八洲学園大学長殿

 学籍番号

 所属
 生涯学習学科

 学生の種類
 正科生・科目等履修生・特修生

 氏名

下記の理由により復学を願い出ます。

復学時期 (年度を記入し該当 学期に○をつける)	4	20 年度	第1学期(4~ 第2学期(7~ 第3学期(10 第4学期(1~	~9月) ~12月)	
休 学 期 間 (年度を記入し該当 学期に○をつける)	2013年度まで 2014年度以降	開始 20 年月 春学期 秋学期 20 年月 第1学期(4~ 第2学期(7~ 第3学期(10~ 第3学期(10~ 第4学期(1~	度 6月) 9月) 12月)	和 20 第1学期 第2学期 第3学期(年度 学期 ・ 学期 年度 !(4~6月) ・ !(7~9月) ・ (10~12月) ・ !(1~3月)

				20	年	月	目
洲学園大学長殿							
		学籍 番	. 무				
		子 相 崔 所			生涯生	学習学	
		学生の利					
		氏			<u>. 11 H</u>		
		記					
	1						
				`B.	11		
退学・終了				退 ² 終			
※正科生は「退学」のみチェックする	ること。	終えた場合い	は「終了」、	終	7	チェックす	けること。
	ること。	終えた場合に	は「終了」、	終	7	チェックす	けること。
※正科生は「退学」のみチェックする	ること。		は「終了」、	その他に	了な「退学」を	チェックす	けること。
※正科生は「退学」のみチェックする ※科目等履修生で本学での希望和	ること。			その他に	了な「退学」を	チェックす	けること。
※正科生は「退学」のみチェックする ※科目等履修生で本学での希望和	ること。			その他に	了な「退学」を	チェックす	けること。
※正科生は「退学」のみチェックする ※科目等履修生で本学での希望和	ること。			その他に	了な「退学」を	チェックす	けること。
※正科生は「退学」のみチェックする ※科目等履修生で本学での希望和	ること。			その他に	了な「退学」を	チェックす	けること。
※正科生は「退学」のみチェックする ※科目等履修生で本学での希望和	ること。			その他に	了な「退学」を	チェックす	けること。
※正科生は「退学」のみチェックする ※科目等履修生で本学での希望和	ること。			その他に	了な「退学」を	チェックす	けること。

. 洲 学 園 大 学 長 殿 学 籍 所 学生の氏 下記の理由により退学(リカレ 記 退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履 事	属 り種類 名	·		重学習学 各・リカレ	
学 籍 所 学生の氏 下記の理由により退学(リカレ 記 退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履	属 り種類 名	·	科生(資本	各・リカレ	
所学生の氏 下記の理由により退学(リカレ 記 退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履	属 り種類 名	·	科生(資本	各・リカレ	
学生の氏 下記の理由により退学(リカレ 記 退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履	2 名	i <u></u> 正ź	科生(資本	各・リカレ	
氏 下記の理由により退学(リカレ 記 退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履	名				ント編入与
下記の理由により退学(リカレ 記 退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履			質い出ま	す。	
記 退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履	レント値	多了)を原	質い出ま	す。	
退学・リカレント修了 ※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履					
※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履	ŗ				
※本学での希望科目を修得し終えた場合は「リカレント修 ※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履		 退	学		
※正科生(1年次)、正科生(学士取得編入学)、科目等履		リカレ	ント修了	•	
事	了」、その 愛修生、特	の他は「退 寺修生は別	学」をチェッ 川紙「様式6」	ックすること を提出のこ	。 <u>-</u> と。
	由((詳細	に)		
退学(リカレント修了)時期 20 年					
※学生証は、退学(リカレント修了)願と併せて返却すること	平度	•	 学期末(月末)

様式7									
		留	学	願					
					20	年	月	日	
八	洲学園大学長殿								
		4	学籍 番	₹号_					
		戸	沂	属_		生涯:	学習学科	<u> </u>	
		7	学生の種	重類_		正	科生		
		E	£	名_					(EI)
	下記0	うしせい	留学を	旧石 レスリ	ルキキ				
	I HUV	7C409	田子で	财只 V ∶□	1470				
			記						
	留学目的								
	期間	20	年	月	日 ~	20	年 月	日	
	受入れ大学名 及び所在地								
	留学期間中の 連絡先								
	※受入れ大学の承諾書及び留学の募集	要項(翻	訳文付)を	添付する	ること。				•
				_			-		

	224 AL	//. =p. /			
	学生団	体設立願			
		20	年	月	日
八洲 学園 大学長殿					
	責任学生	学籍番号			
	所	属	生涯	学習学科	
	学生の) 種 類	Ī	E科生	
	氏	名			(EI)
団 体 名					
団体の目的					
団体の目的	20	年	月	目	
団体の目的 事業の概要 設 立(予定)	20	年	月	Ħ	
団体の目的 事業の概要 設 立(予定) 年 月 日	20	年	月	日 人	
団体の目的 事業の概要 設立(予定) 年 月 日 役 員 名		年	月		

学生団体変更願

20 年 月 日

八洲学園大学長殿

責任学生 学籍番号生涯学習学科所 属 生涯学習学科生本年学生の種類 正科生正科生氏 名 即

下記のとおり学生団体の変更を願い出ます。

記

団体名	変更前	
凹件石	変更後	
学生団体設立年月		20 年 月 日
もしくは「学生団体設立願	」提出日	設立・提出
団体の目的		
事業の概要		
役員名		
変更年月日		20 年 月 日

※団体の規約、構成員名簿の変更を伴う場合は、変更後の規約、名簿を添付すること。

学生団体解散願

20 年 月 日

八洲学園大学長殿

 責任学生 学籍番号

 所
 属

 生涯学習学科

 学 生 の 種 類
 正科生

 氏
 名

下記のとおり学生団体の解散を願い出ます。

団体名								
学生団体設立年月日		20	年		月	目		
もしくは「学生団体設立願」提出日		設	立	•	提	出		
解散年月日	20		年		月		日	
解 散 理 由								

施	設	使	用	願

八洲学園大学長殿

寸	体	名_	
所		属	生涯学習学科
学生	との 種	重類_	正科生・科目等履修生・特修生
氏		名	
住		所	

下記のとおり施設の使用を願い出ます。

施言	3 名									
使 用	目的									
日	時	20	年	月	日(曜日)	時	分~	時	分
人	数		(うち	部外	者		,	人 人)		

- ※ 1. 願い出の時期は、使用予定日の前日(前日が休日の場合は前々日)までとする。
 - 2. 使用時間を厳守すること。
 - 3. 火災予防、設備・備品の保全に留意し、使用後は施設を原状に復すること。

募	金	等	願
豜	亚.	ਜ	까只

八洲学園大学長殿

山 ,	体 名 _.	
所	属	生涯学習学科
学生	の種類	正科生・科目等履修生・特修生
氏	名_	印
住	所	

募金下記のとおり 販売 することを願い出ます。署名

目的·内容									
日時	20	年	月	日(曜日)	時	分~	時	分
場所									
人数								,	\

- ※ 1. 願い出の時期は、募金等を行う5日前(休日は期間に算入しない)までとする。
 - 2. 募金、販売の場合は、終了後速やかに収支報告書を提出すること。

文書等掲示願

20 年 月 日

八洲学園大学長殿

寸	体	名_	
責任学	生 学籍	番号.	
所		属	生涯学習学科
学生	この種	重類_	正科生・科目等履修生・特修生
氏		名	(P)

下記のとおり文書等の掲示を願い出ます。

期	間	20	年	月	日 ~	年	月	目	
場	所								
掲示責	任者								

- ※ 1. 掲示しようとする文書等を添付すること。
 - 2. 掲示責任者は、掲示期間経過後直ちに文書等を撤去すること。
 - 3. 掲示期間は、3週間以内とすること。